

学校法人尚絅学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人尚絅学園（以下、「この法人」という。）の寄附行為第四十条に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、退職金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職金
- 2 役員賞与については、支給しない。
- 3 役員退職については、別に定める役員退職金支給規定により退職金を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員報酬は、年額とし、第1号から第3号及び第5号にかかげる役員に対しては、その役員の社会的地位及び貢献度並びに就任の事情等を勘案し当該各号に定める金額の範囲内で理事会において決定する。第4号及び第6号にかかげる役員に対しては、当該各号に定める金額を支給する。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 理事長 | 15,000,000円 |
| (2) 常務理事 | 12,000,000円 |
| (3) 常勤理事 | 1,800,000円 |
| (4) 非常勤理事 | 180,000円 |
| (5) 常勤監事 | 840,000円 |
| (6) 非常勤監事 | 180,000円 |
- 2 常勤役員の前項の報酬には、諸手当、役職手当及びその他の手当を含むものとする。ただし、職員を兼ねている者は除く。
 - 3 理事長及び常務理事が職員を兼ねた場合においても、職員としての給料を合算した年額が前項第1号及び第2号の金額を超えないものとする。
 - 4 役員を兼ねた場合には、重複の支給は行わない。
 - 5 第1項について、やむを得ない事情が生じた場合には、理事長が専決し、次回理事会に報告することとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬の支払は、年額の12分の1を本学園職員の給与支給日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬の支払は、年度末の末日に一括して支払うものとする。

3 役員の報酬はその全額を、その役員が指定する銀行その他の金融機関の口座へ振込により支払う。ただし、法令又は規程に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(報酬の月額計算)

第6条 常勤役員として中途において任命され、若しくは退職し、解任されたときの当該年の報酬については、年額の12分の1を月額として在職月の全額を支給する。

2 非常勤役員として中途において任命され、若しくは退職し、解任されたときの当該年の報酬については、その年度の全額を支給する。

(役員の出張)

第7条 役員が業務のために出張したときは、この法人の旅費規程を適用し、費用弁償することとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他の事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃の必要が生じたときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会に諮り理事長の決裁を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成15年1月15日から施行する。

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。